

「食品安全の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成26年〇月〇日改定)のポイント

位置づけ

- 10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定し、今後5年間に推進すべき研究・調査について目標及びその方策(道筋)を示したもの【食品安全委員会決定】。
- 食のグローバル化、分析技術の進展等に対応し、リスク評価に活用できる成果を得るために、実施すべき研究・調査を具体的に明示。
- 行政事業レビューにおける議論を踏まえ、「優先実施課題」をもとにした課題の選定、事前評価・中間評価・事後評価の実施を明確化するとともに追跡評価を導入。
- より一層の成果を得るために、成果発表会の実施、学術誌での公表促進への留意等により研究・調査の活用を行うことを明示。

概要

◎研究・調査の方向

リスク評価に活用できる成果を得るために、以下の(1)～(3)に焦点を当てて研究・調査を実施

(1) 危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積

- 微生物、かび毒・自然毒及び化学物質について、危害の特性に関する科学的知見及び曝露評価に活用できる科学的知見の収集
- 食品の生産・加工工程への最先端の科学技術の応用に対応したリスク評価に必要な情報の収集・分析
- 「自ら評価」を行う場合に必要な科学的知見の収集

(2) 健康影響発現メカニズムの解明

- 我が国の食生活に由来する危害要因に関する健康影響発現メカニズムの解明
- 通常無害とされる食品を摂取した際に有害事象が発現する集団における発症メカニズム
- 実験動物の毒性所見からヒトの健康影響発現に外挿する際の妥当性の検証
- リスク評価に当たって必要な微生物及び化学物質による健康影響発現メカニズムの解明

(3) 新たなリスク評価方法等の確立

- 新たなリスク評価方法の我が国への導入
- アニマルウェルフェアの観点からの新たなリスク評価方法の導入や実験方法の改善
- 栄養成分でもあるような物質のリスク評価方法の確立
- リスク評価結果に関する国民の受容の定量的計測

◎研究事業・調査事業の実施

透明性の確保のため、各事業の運用の根拠と方針を明確化

- 研究事業：「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の実施について」に基づいて運用
- 調査事業：「食品安全委員会食品安全確保総合調査の実施について」に基づいて運用
- 翌年度の「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題」策定
- 公募等により、研究課題・調査課題の選定を実施
- 課題の選定に当たり、研究・調査の効率的な組み合わせを考慮
- 国内外の研究機関との情報交換の促進
- 他省庁が所管する研究事業・調査事業との連携

◎研究事業・調査事業の評価

研究事業・調査事業の改善のため、各事業の評価の指針を明確化

(1) 研究課題・調査課題の評価

- 研究課題：「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針」に基づき、調査・研究企画会議において評価(事前・中間・事後)を実施
- 調査課題：「食品安全委員会食品安全確保総合調査の評価に関する指針」に基づき、調査・研究企画会議において評価(事後)を実施
- 研究・調査の成果のリスク評価への活用状況について追跡評価を実施

(2) 研究事業・調査事業のプログラム評価の導入

- 調査・研究企画会議において、事業全体についてのプログラム評価を実施(事業の総体としての目標の達成度合い、副次的成果等)
- 評価結果を事業全般の改善に活用

◎研究・調査の成果の活用

より一層の成果を得るために、今回の改定から改善を図り明記

- 成果の活用を図り、関係府省と共有
- ホームページにおける公表、成果発表会の実施
- 査読のある学術誌での公表促進への留意